

生活保護費における家族介護料加算の追加支給について

1 事案の概要

障がいにより日常生活の3つの基本動作のすべて（食事、排便、入浴）において介護を必要とする者を、同一世帯の家族等が介護する場合に支給される「家族介護料加算」について、追加支給すべき世帯が判明したものである。

2 該当世帯

5世帯（6名）

3 経緯と原因

（1）経緯

- ・他自治体での算定漏れの報道や本市議会での指摘を受け、令和7年4月の国による「生活保護問答集について」の一部改正、及び同年8月に示された新たな認定基準に照らし、対象世帯の抽出と個別調査に着手した。
- ・本市において対象となり得る世帯を個別に訪問・精査した結果、新たな認定基準を満たし、追加支給すべき世帯が複数判明した。

（2）原因

- ・これまで上記3つの基本動作が示されておらず、国の認定要件が抽象的であったため、現場での具体的な判断基準が不明確であった。

4 追加支給の対応

本件は、基準の明確化以前から介護の実態が継続していたものと判断されることから、地方自治法に基づき最大5年分を遡及して支給する。

- ・追加支給額：4,612,680円（5世帯6名分合計）
- ・実施予定日：令和8年4月1日

5 再発防止策

今後は、改正された認定基準の解釈を組織内で統一・徹底するとともに、定期的な家庭訪問等を通じた個々の介護状況の的確な把握に努め、引き続き保護費支給事務手続きの適正な執行を図る。

※ 家族介護料加算とは

身体障害者障害程度等級表1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかの障がいにある者であって、当該障がいにより日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に加算を算定するものです。